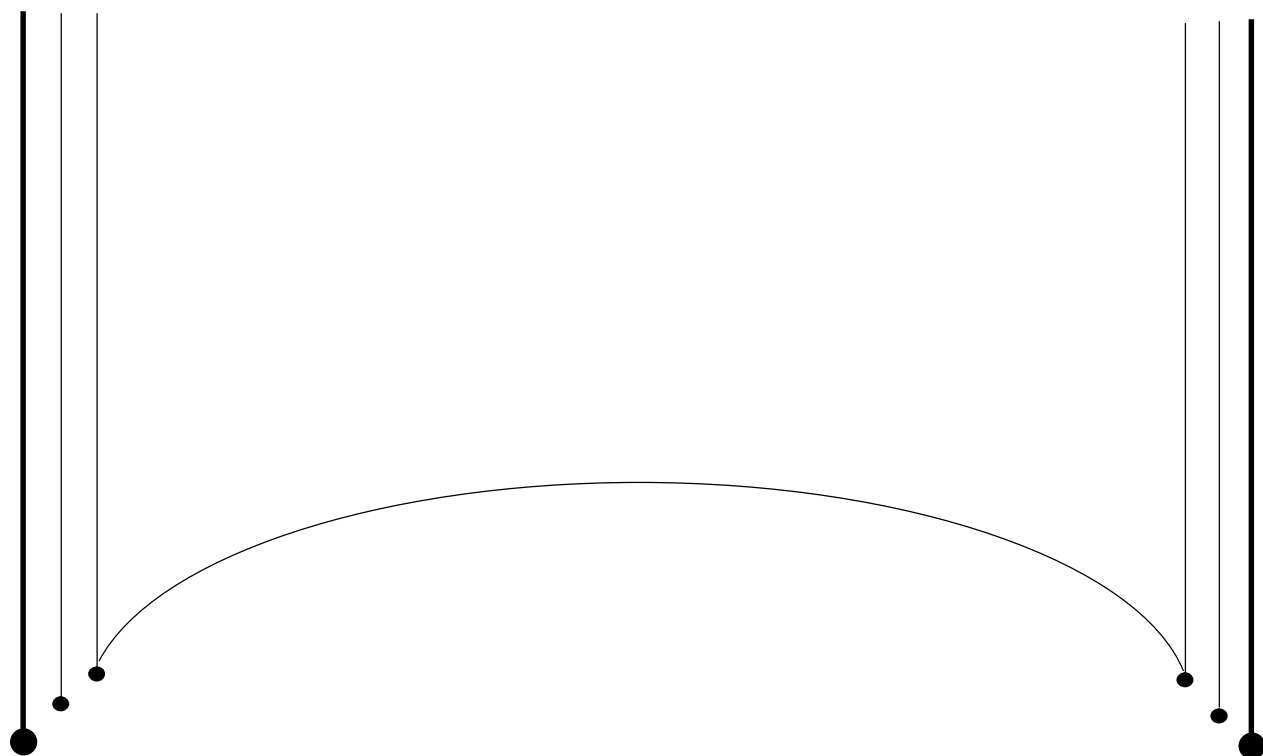




霧島市津波避難計画

平成27年3月
霧 島 市

沿革

令和2年6月4日修正

令和3年7月2日修正

令和4年5月27日修正

令和5年5月29日修正

目 次

第1節	総則	1
第2節	避難計画	2
第3節	南海トラフ地震に係る臨時情報が発表された場合の防災対応	12
第4節	桜島の火山活動が活発化した場合の防災対応	12
第5節	水門・樋門・防潮扉の閉鎖措置	12
第6節	避難誘導等に従事する者の安全の確保	14
第7節	高齢者等避難、避難指示の発令及び解除	15
第8節	その他の留意事項	16

第1節 総則

1 目的

本計画は、将来発生が想定される津波災害に対し、南海トラフ地震に係る臨時情報が発表された場合や桜島海底噴火の前兆現象らしきものが観測された場合を含め、地震・津波発生直後から津波が収束するまでの概ね数時間から2、3日のあいだ、市民等の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3 用語の意味

本計画において使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波の浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び浸水深をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域であり、津波浸水想定区域よりも広い地域をいう。

(3) 事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域

ア 事前避難対象地域

国からの指示が発せられた場合において、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波に到達するまでに避難が間に合わないおそれがある地域をいう。

イ 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち要配慮者等に関し後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域をいう。

(4) 避難路

避難のため市が指定する道路。

(5) 避難経路

避難のため自主防災組織、住民等が設定する道路。

(6) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、自主防災組織、住民等が設定する、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。

必ずしも1次・2次避難所とは一致しない。

(7) 津波避難ビル等

津波浸水想定区域内において、地域住民等が一時的もしくは緊急避難・退

避する施設（浸水想定区域内のマンション、ホテル、工場、倉庫、道路の高架部など）をいい、市が指定する。

（８）指定緊急避難場所（津波）

津波の危険から避難するため、津波浸水想定区域外に定める場所をいい、市が指定する。

（９）南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、以下のような基準により発表される。

表 気象庁が発表する南海トラフ臨時情報の種類と発表条件

情 報 名	情報発表基準
南海トラフ地震臨時情報 （調査中）	南海トラフ沿いで観測された異常現象が、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、マグニチュード８．０以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード７．０以上８．０未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 （調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

第２節 避難計画

１ 想定する津波

- （１）本市では、鹿児島県が整備した鹿児島県地震等災害被害予測調査（平成２６年２月）及び霧島市ハザードマップに基づき、本市海岸部への影響が想定される以下の津波が到達した場合について、また、堤防等については、地震発生とともに破堤した場合を想定する。

●南海トラフ地震

●桜島海底噴火（Ａ 桜島東方沖、Ｂ 桜島北方沖）

●鹿児島湾直下型地震

- （２）想定される津波高及び到達時間

ア 地震による津波

（ア）南海トラフ地震

・地震の規模：マグニチュード９．０

・想定する津波の高さ：最大２．４６ｍ

（室戸岬沖と日向灘に大すべり域と超大すべり域があった場合）

・最大津波の到達予定時間：地震発生から１５２分後

(イ) 鹿児島湾直下型地震による津波

- ・地震の規模：マグニチュード7.1
- ・想定する最大津波高：最大1.94m
- ・最大津波の到達時間：123分後

(注)「鹿児島県地震等災害被害予測調査(平成26年2月)」によると、鹿児島市、垂水市及び指宿市までの、最大津波の到達時間は、それぞれ2分、32分及び38分である。発生した津波が、徐々に湾奥へ到達し、霧島市における最大津波が到達するのが123分となっている。

イ 海底噴火による津波

- ・想定噴火：桜島北方沖及び桜島東方沖
- ・想定する最大津波の高さ（時間）

場 所	桜島北方沖	桜島東方沖
神造島	8.70m (約3分後)	5.52m (約6分後)
天降川河口	4.41m (約4分後)	4.04m (約5分後)
敷根 (海岸部)	3.57m (約6分後)	3.79m (約6分後)
福山 (海岸部)	4.17m (約5分後)	8.94m (約5分後)

2 計画策定の前提

海底噴火に伴う津波に関しては、津波発生後の避難では時間的に間に合わない。このため、海底噴火の前兆現象に基づき事前避難することとする。

①地震による津波

- ・最大津波到達までの時間
約120分（鹿児島湾直下型地震による最大津波が、本市海岸に到達するまでの時間）
- ・避難対象地域
霧島市ハザードマップで示す津波浸水想定区域を含む地域

②海底噴火による津波

- ・最大津波到達までの時間：3～6分
- ・事前避難対象地域
霧島市ハザードマップで示す津波浸水想定区域を含む地域
- ・桜島大規模噴火に係るシナリオは、以下を参考とする（暫定）。

現 象		安永噴火 (1779-1782)	大正噴火 (1914)
前兆	地震	噴火の20時間くらい前から頻発	噴火の30時間くらい前から頻発
	井戸水の湧き・湧水増加	噴火の3時間くらい前から顕著	噴火の2時間くらい前から顕著
	海水の着色	噴火の3時間くらい前に認められた	記録なし
	南岳山頂からの白煙	噴火の2時間くらい前に認められた	噴火の3時間くらい前に認められた
噴火	噴火地点	桜島の南斜面と北東斜面の山腹噴火。南側からの噴火が数十分先行	桜島の西斜面と東斜面の山腹噴火。西側からの噴火が約10分先行
	噴火様式	プリニー式噴火が20時間程度続き、その後、溶岩が流出	プリニー式噴火が1日あまり続き、その後、溶岩が流出
	火砕流	噴火開始から約3時間後に記録あり	噴火開始から30分ないし1時間後に撮影された写真に認められる。その後、数日にわたって数回発生
	地震	特に大きな地震の記録はない	噴火開始から約8時間30分後にM7.1の地震
	津波	噴火開始から約10ヶ月後、海底噴火にともなう津波あり。以後、海底噴火にともなう、少なくとも5回、顕著な津波があった	M7.1の地震の約1時間後に鹿児島市で小津波
	海底噴火	北東側の溶岩が海中に流入後、1年半近く続いた	なし
終息後	地盤の沈降	あり	あり

大正噴火の推移は、金井 (1914)、上田 (1914)、石川 (1981)、小林 (1986)、宇佐美 (1996) をもとに作成した。

〔霧島市ハザードマップ（津波浸水想定区域図）〕



3 避難対象地域

避難対象地域については、以下の点に留意し指定する。

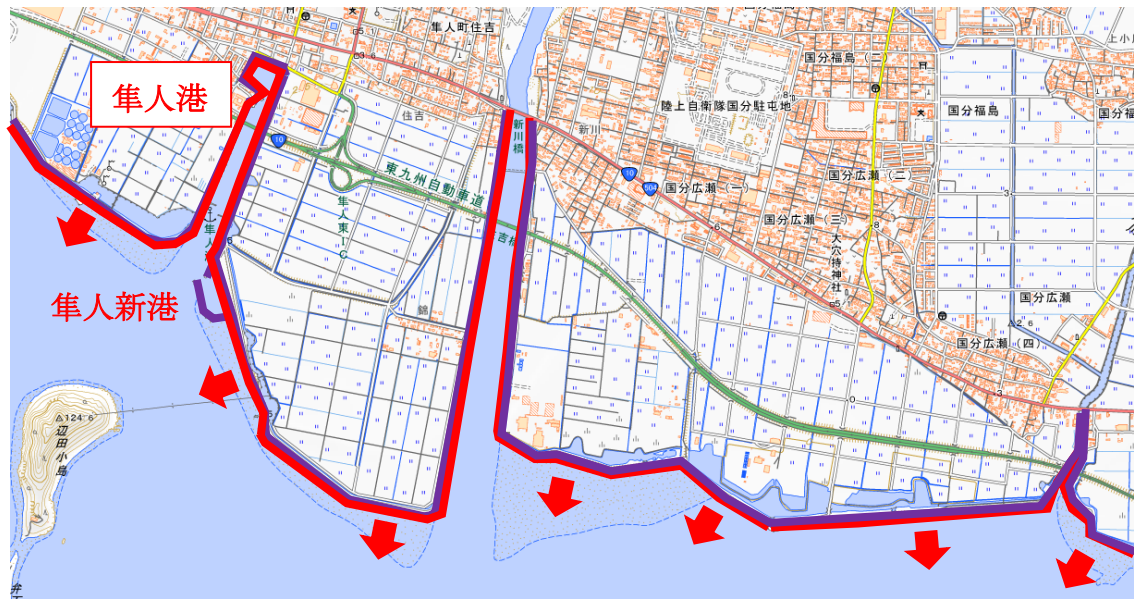
（１）津波注意報が発表された場合

海業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。ただし、海岸堤防等がない地域については、それを考慮した避難指示の発令対象地域を設定する。

（隼人地区）



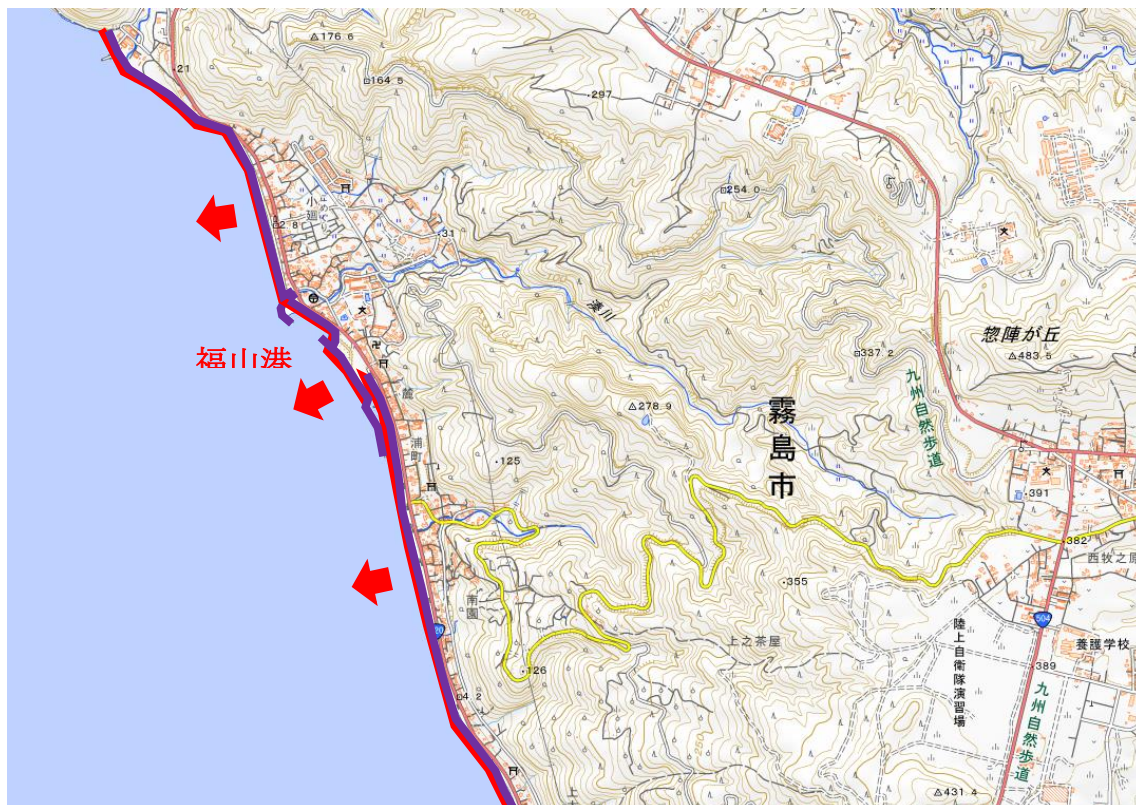
(隼人・国分地区)



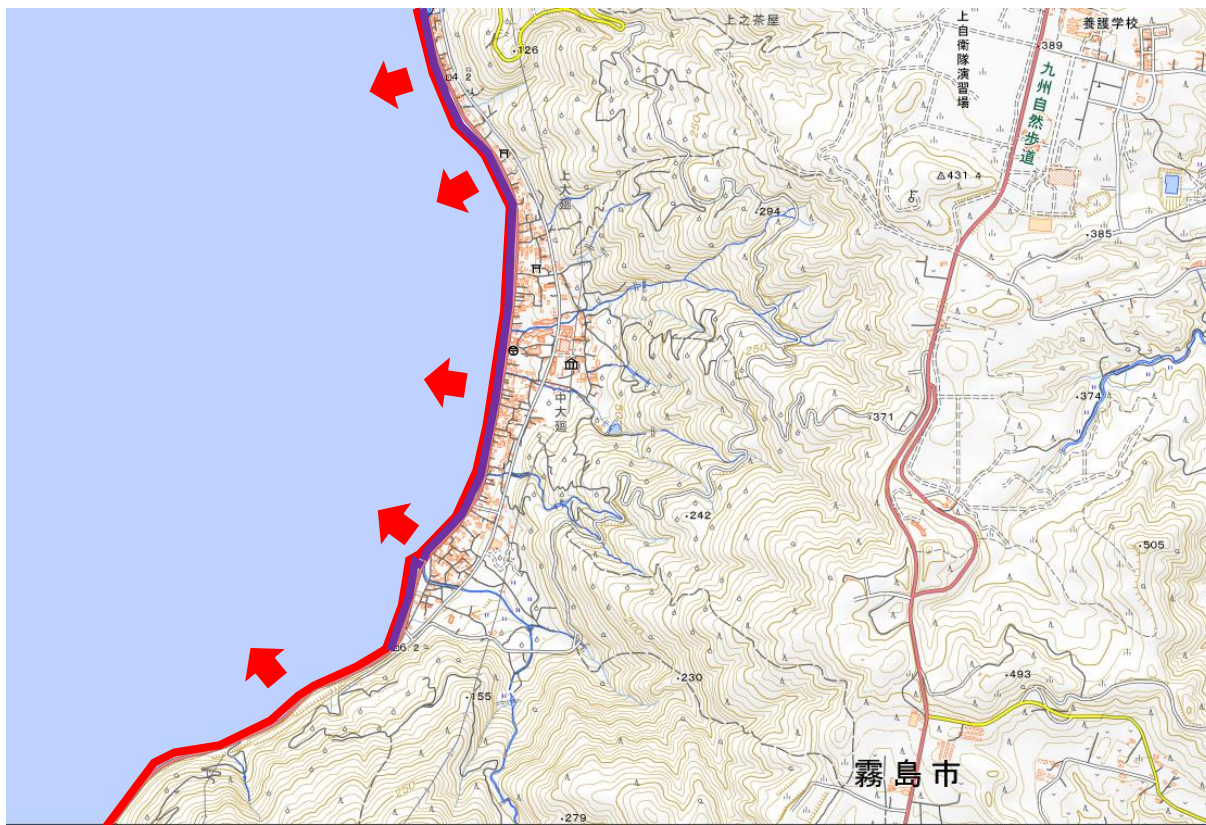
(国分地区)



(福山地区)



(福山地区)



(2) 津波警報以上が発表された場合

ア 霧島市ハザードマップに基づき指定する。

イ 原則として自治会単位の地域で指定する。

ウ 霧島市ハザードマップにおいて、該当自治会地域の一部のみが浸水すると予測されている場合であっても、想定を超える地震等が発生する可能性は否定できない。このため、該当自治会全域を避難対象地域として指定する。

エ 避難対象地域の指定

(国分地区)

避難対象地域	自治会名	
広瀬地区自治公民館	広瀬 1	広瀬 6
	広瀬 7	広瀬 8
	広瀬 9	広瀬 10
	広瀬 11	広瀬 14
	広瀬 17	須戸川団地
	西山下団地	
湊地区自治公民館	奈敷 1	奈敷 2
	羽白	中福良北
	中福良南	
下井地区自治公民館	西今村	東今村
	検校川	西前田
	東前田	西下新
	東下新	
上小川地区自治公民館	前馬場第 2	前馬場第 3
敷根地区自治公民館	検校橋団地	松山
	西浜馬場	浜馬場
	町門	東黒潮
	阿御前	鳥馬場
	大田	高橋
	脇元	

(隼人地区)

避難対象地域	自治会名	
小浜地区自治公民館	里下	埒下
	加納内	長浜
小野地区自治公民館	清水	
富隈地区自治公民館	真孝西 1	真孝西 6
	納屋 1	納屋 2
	納屋 5	住吉 9

富隈地区自治 公民館	住吉 1 2	住吉 1 4
	新川 2	新川 3
	新川 4	

(福山地区)

避難対象地域	自治会名	
小廻地区自治 公民館	小廻	
中央地区自治 公民館	浦町	南園
大廻地区自治 公民館	大廻	

4 避難場所等及び避難路・避難経路

(1) 避難場所（1次避難所又は2次避難所）

津波からの避難場所として、安全性及び機能性を考慮し以下の点に留意して指定する。

ア 原則として、避難対象地域から外れていること。

イ 原則として、オープンスペース、又は耐震性が確保されている建物を指定する。

ウ 努めて周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵庫等の危険箇所が無いこと。

エ 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、さらに避難できる場所を有することが望ましい。

オ 原則として、避難場所表示があり、入口等が明確であること。

カ 避難者一人当たりのスペースが確保されていること。

キ 努めて夜間照明及び情報機器（収集・伝達機器）等を備えていること。

ク 2、3日程度宿泊できる設備、水や糧食が備蓄されている事が望ましい。

(2) 避難目標

住民等は地域の状況を考慮し、避難場所への避難が間に合わない場合に備えて、以下の点を考慮して避難目標地点を設定する。

ア 避難対象地域から外れていること。

イ 袋小路となっていないこと。また、背後に階段等避難路等がない急傾斜地や崖地付近は避けること。

ウ 避難目標地点に到達後、指定された避難場所へ向かって避難できるような避難路等が確保されていることが望ましい。

(3) 避難路

避難路は以下の点に留意し指定・設定する。

ア 崖崩れ、家屋の倒壊等による危険が少なく、幅員が十分にあること。

イ 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。

ウ 海岸、河川沿いの道路は、原則として指定しない。

エ 原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する。

オ 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態へ対応できるように、迂回路を確保できる道路が望ましい。

(4) 避難経路

住民等は安全性確保を考慮し、以下の事項に留意して避難経路を設定する。

ア 山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。

イ 努めて最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。

ウ 複数の避難路が確保されていること。

エ 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としない。

(5) 避難場所及び経路等

(国分地区)

避難対象地域	避難場所	避難路	
		国・県道	市道
広瀬地区自治公民館	天降川小学校、国分児童体育館、広瀬ふれあい館、湊地区コミュニティ広場、湊公民館	県道国分霧島線、県道下川原小村線	広瀬～野口線、広瀬福島1号線、福島～広瀬線、広瀬6号線、大野原3号線、大野原4号線、広瀬～福島2号線、広瀬～松木線、湊4・9号線
湊地区自治公民館	湊地区コミュニティ広場、湊公民館、国分南中学校		湊中通り線、下井～湊1号線、湊9号線、湊11号線、上井団地～下井線、銅田～検校橋線、
下井地区自治公民館	国分南中学校、湊地区コミュニティ広場、湊公民館		上井団地～下井線、銅田～検校橋線、湊7・号線、下井～湊2号線
上小川地区自治公民館	上小川公民館		上小川～福島線、上小川6・7・8・9・10号線、広瀬～上小川線
敷根地区自治公民館	敷根地区コミュニティ広場	県道日当山敷根線	敷根1号線～敷根26号線

(隼人地区)

避難対象地域	避難場所	避難路	
		国・県道	市道
小浜地区自治 公民館	小浜小学校	国道 1 0 号	小浜馬場線、赤石 線、小浜海岸線 埵中線、加納内線
小野地区自治 公民館	小野小学校、野久 美田公民館、小野 地区公民館	国道 1 0 号、 県道北永野 田小浜線	野久美田清水線、 真孝西～野久美田 線、野久美田線、 小田～野久美田線
富隈地区自治 公民館	隼人人権啓発セ ンター、富隈小学校、 富隈地区公民館、 隼人中学校、稲荷 山公園、新川防災 センター、天降川小学 校	国道 1 0 号、 国道 2 2 3 号	石田～蟹田線、真 孝西～野久美田 線、小田～松山西 線、隼人塚浜之市 線、真孝隼人港 線、富隈小前線、 隼人港 1 号線、住 吉西線、住吉南 線、東ノ下干拓 線、向川原線、東 川原線、新川西 線、広瀬～野口線

(福山地区)

避難対象地域	避難場所	避難路	
		国・県道	市道
小廻地区自治 公民館	鉄道記念公園	国道 2 2 0 号線	田尻線、城山 3 号 線、小廻～1 本松 線、小廻～中央線、 旧湊橋線、平田石 原田 2 号線、石原 田線
中央地区自治 公民館	市道大廻中央線、 福山小学校	国道 2 2 0 号線、県道 比曽木野福 山線	旧湊橋線、平田石 原田 1・2 号線、 石原田線、浦町～ 上馬場線、大廻中 央線
大廻地区自治 公民館	市道大廻中央線、 大廻体育館、レシ ジ学園	国道 2 2 0 号線	大廻中央線、大廻～ 大王坂線、大廻～前 田線、大廻裏通り 線、磯脇線、磯新 堀線

- (6) 被害が甚大で避難が長期にわたる場合に使用するための2次避難所は別途指定する。

5 避難の方法

- (1) 避難は原則徒歩によるものとする。
- (2) 避難場所及び避難目標地点までの距離が相当ある場合や、要配慮者等（避難行動要支援者含む）の円滑な避難が非常に困難な場合は、自動車などを利用した避難を行う。
それぞれの自主防災組織等は、その実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておくものとする。
- (3) 津波警報等解除までは避難場所又は避難目標地点において退避・避難し、警報等解除後次の行動に移行する。

6 避難路等の交通統制

以下の国道については、住民等が避難のため横断等で使用する可能性があるため、車両の交通統制について県警と連携し調整する。

- (1) 国道10号
始良市との市境界～検校橋までの間
- (2) 国道220号
検校橋～垂水市との市境界までの間

7 海面監視等の措置

地震等発生後、市は気象庁及びテレビ・ラジオ等からの情報収集を行うとともに、海面監視の態勢をとり市独自での情報収集についても行う。

- (1) 海面監視予定位置
 - ア 隼人地区
県道北永野田小浜線の小浜団地入口付近
 - イ 福山地区
国道220号の亀割公園回廊パーク
国道504号の霧島太陽光発電所付近
- (2) 海面監視要員及び装備等
各場所2名1組の市役所職員又は消防団員を配置し、それぞれ車両1台をもって移動する。
- (3) 連絡
1時間に1回の定期連絡のほか、異常を認めた場合はその都度災害対策本部等へ連絡する。

第3節 南海トラフ地震に係る臨時情報が発表された場合の防災対応

- 1 南海トラフ地震に係る臨時情報が発表された場合の防災対応については、第3編第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」による。
- 2 事前避難対象者は指定しない。ただし、後発地震発生後、住民等は、直ちに避難できるよう準備するとともに、避難に際し時間を要する場合、早めに避難するなどの対応をとるものとする。

第4節 桜島の火山活動が活発化した場合の防災対応

1 避難の考え方

桜島の海底噴火が発生した場合、津波の到達時間が3分から6分であることから、海底噴火による津波発生後の浸水想定区域外への避難は間に合わない。

このため、海底噴火の前兆現象らしきものが観測された時点で避難対象地域の住民は避難を開始する（事前避難）。また、緊急時における身の安全を確保するための津波避難ビル等を指定する。

2 事前避難の対象者

第2節「避難計画」に定める避難対象地域の住民等

3 海底噴火による津波への防災対応

（1）体制

「第2編一般災害対策編 第2章 災害応急対策 第1節 応急活動体制の確立 3 災害対策本部」による。

（2）伝達要領

「第2編 一般災害対策編 第2章 災害応急対策第13節 避難の勧告・指示、誘導（3）伝達要領」による。

（3）桜島火山活動に関する情報共有会議の開催

桜島の噴火活動が活発化し、数値データ上、海底噴火のおそれが高まった場合、情報共有会議を開催し、火山活動に関する情報共有を図るとともに、今後の対応方針を決定する。

（4）避難情報の発令

「第2編 一般災害対策編 第2章 災害応急対策第13節 避難の勧告・指示、誘導」による。

第5節 水門・樋門・防潮扉の閉鎖措置

1 管理体制

市内に設置されている水門、樋門等について、地震等発生時には、迅速な閉鎖が行われる管理体制及び伝達体制を確保するものとする。また、日ごろから

操作手順の確認を行うことによって、操作の確実性を確保するものとする。

2 閉鎖措置

津波及び津波による川の遡上の恐れがあるため、以下の水門・樋門・防潮扉の管理者（操作担当者含む。）と連携を図り、気象状況等に関する通知

を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適切な開閉が行えるようにする。

（水門・樋門）

河川名	施設名	所在地
須戸川	水戸川樋門	国分湊 1 3 6 8 - 1 地先
郡田川	中央校前樋門	中央高校小畑農場前右岸
手籠川	第 2 清水樋門	清水橋下流左岸
手籠川	府中第 1 樋門	めがね橋下流右岸
手籠川	府中第 2 樋門	参宮橋上流右岸
検校川	敷根樋門	検校橋上流右岸
天降川	野口樋門	ソニー国分前右岸
天降川	泉帯堰	泉帯橋下流 2 5 0 m
天降川	日当山樋門	野鶴亭前左岸
天降川	姫城 2 号樋門	日当山温泉センター前右岸
天降川	見次樋門	旧平安閣東側右岸
天降川	姫城 3 号樋門	司旅館前左岸
霧島川	花山水門	花山堰下流左岸
清水川	真孝樋門	下笛吹橋下流右岸 4 7 0 m
天降川	東郷水門	日当山橋下流右岸
天降川	大津水門	大津団地横右岸
清水川	笛吹水門	下笛吹橋左岸
天降川	西瓜川原水門	泉帯橋下流 5 0 0 m 左岸

（防潮扉等）

海岸名	施設名	所在地
敷根海岸	樋管	国分敷根 2 7 4 6 - 1 地先
	陸閉門（船揚場）	国分敷根 2 5 7 9 - 1 地先
	陸閉門（船揚場）	国分敷根 1 0 4 9 - 2 地先
	樋管	国分敷根 1 0 4 4 地先
	樋管	国分敷根 1 0 2 5 - 1 地先
	陸閉門（船揚場）	国分敷根 1 0 2 2 - 2 地先
	樋管	国分敷根 1 0 1 3 地先
	樋管	国分敷根 1 0 0 3 - 1 地先
	陸閉門（船揚場）	国分敷根 2 8 2 3 - 1 地先
国分漁港	陸閉門	国分敷根 4 地先

国分海岸	樋管	国分海浜公園健康運動広場南
	陸閉門（昇降路）	国分海浜公園多目的広場南
	陸閉門（昇降路）	国分海浜公園多目的広場南
	陸閉門（階段工）	国分海浜公園多目的広場南
	陸閉門（昇降路）	国分海浜公園駐車場南
	陸閉門（階段工）	国分海浜公園第一グラウンド南
	陸閉門（階段工）	国分海浜公園第二グラウンド南
	陸閉門（昇降路）	国分海浜公園第二グラウンド南
	下井排水機場	實濱橋南
	陸閉門（昇降路）	水戸川樋門南
	樋門	住吉天明神東
	樋門	国分隼人クリーンセンター南
	樋管	国分広瀬 2 1 2 6 - 3 6 地先
	樋門	国分広瀬 2 1 2 6 - 126 地先
住吉海岸	揚水場（樋管）	隼人町住吉 7 9 5 地先
	樋門	隼人東インターチェンジ南
	住吉新田排水機場	隼人町真孝 4 9 9 地先
真孝海岸	島津新田排水機場	隼人町真孝 2 9 9 7 地先
	樋門	島津新田排水機場東
隼人港	陸閉門	隼人町真孝 7 0 4 地先
	陸閉門	隼人町真孝 7 1 8 地先
	陸閉門	隼人町真孝 7 1 6 - 2 地先
	陸閉門	隼人町真孝 7 0 8 地先
	陸閉門	隼人町真孝 7 0 6 地先
隼人新港	陸閉門	隼人町真孝 5 3 6 - 1 地先
福山海岸	陸閉門（船揚場）	福山 8 0 - 1 地先
	陸閉門（船揚場）	福山 3 9 3 - 1 地先
	陸閉門（船揚場）	福山 5 6 6 - 4 地先
	陸閉門（船揚場）	福山 5 8 9 - 3 地先
	陸閉門（船揚場）	福山 8 2 2 - 1 地先
	陸閉門（船揚場）	福山 1 1 1 8 - 1 地先
	陸閉門（船揚場）	福山 1 1 4 3 - 1 地先
	陸閉門（通路）	福山 1 2 7 3 - 3 地先

3 不測の事態対処

不測の事態により水門・樋門・防潮扉等が閉鎖されない場合は、津波浸水想定区域よりも浸水範囲が拡大するおそれがあるため、当初から避難対象地域は広く指定するとともに、早期避難を呼びかける。

第6節 避難誘導等に従事する者の安全の確保

1 避難広報を行う職員及び消防団員

広報車で広報を実施する職員及び消防団員については、津波到達予想時刻 10 分前までには避難場所等への離脱を完了する。海底噴火の場合は時間的余裕が取れないことから、気象庁等からの噴火に関する情報をもとに放送の時期及び可否を検討する。

防災行政無線を放送する職員については原則、避難終了まで放送する。

2 避難誘導等を行う職員及び消防団員

避難状況を確認しつつ、津波到達予想時刻 10 分前までには、避難場所等への避難を完了する。

海底噴火の場合は時間的余裕が取れないことから、気象庁等からの噴火に関する情報をもとに誘導の時期及び可否を検討する。

3 水門、樋門及び防潮扉等を閉鎖する者

水門及び防潮堤扉等を閉鎖する者は、津波到達予想時刻 10 分前までには避難場所への避難を完了する。閉鎖できない場合でも同様に行動する。

海底噴火の場合は時間的余裕が取れないことから、気象庁等からの噴火に関する情報をもとに閉鎖の時期及び可否を検討する。

第 7 節 高齢者等避難、避難指示の発令・解除

1 発令基準

種 別	基 準
高齢者等避難	1 気象庁が「遠地地震に関する情報」を発表し、今後の情報に注意する旨が発表された場合、その後発表される「遠地地震に関する情報」により、高齢者等避難の発令について検討する。 2 数値データ上海底噴火のおそれが高まった場合 3 その他市長が特に必要と認めた場合
避難指示	1 鹿児島県西部予報区に津波注意報以上が発表された場合 ※津波注意報と津波警報では、避難対象地域が異なる。 2 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くても 1 分以上の長い揺れを感じた場合 3 海底噴火の前兆現象らしきものが観測された場合 4 その他市長が特に必要と認めた場合

解除	1 海底噴火のおそれなくなったとの発表があった場合 2 気象庁による津波注意報又は津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれなくなったと判断された場合
----	--

2 伝達要領

(1) 発令時期、避難指示の発令手順

ア 市は、気象予報等に関する情報を、全国瞬時警報システム、鹿児島県防災情報システムその他、きりしま防災・行政ナビ、テレビ、ラジオ等の複数手段を持って入手し、上記基準に該当した場合は速やかに発令する。

イ 市長に連絡が取れない場合は、副市長、市長公室長の順でこれを代行する。

(2) 伝達方法

ア 伝達は、防災行政無線、広報車、FMきりしま、きりしま防災・行政ナビ等複数手段を使用し迅速・確実に伝達する。

イ 避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急）の発令内容の伝達文は、次の例文によるものとする。

＜『高齢者等避難』の伝達文の例＞

こちらは、防災霧島市役所です。○時○分に○○地区に対して高齢者等避難を発令しました。お年寄りや障がいをお持ちの方、小さなお子様、妊婦さんなどは、お早めに避難してください。その他の方々も避難の準備を始めてください。

＜『避難指示』の伝達文の例＞

こちらは、防災霧島市役所です。○時○分に○○地区に対して避難指示を発令しました。（堤防が決壊して又は○○沿岸に津波が押し寄せ）大変危険な状態が予想されます。落ち着いて直ちに避難をしてください。

十分な時間の無い場合、近くの安全な建物（例：鉄筋コンクリート造の建物の○階以上）又は高台に避難してください。

第8節 その他の留意事項

1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

以下の点に留意の上、観光協会等関係団体と共同して、観光客、釣り客等への避難対策を定める。

(1) 情報伝達

沿岸部に設置した防災行政無線屋外拡声子局及による放送のほか広報車及び施設管理者からの放送により伝達をおこなう。

また、各漁業協同組合に戸別受信機を配布し、漁船等への伝達に活用して

もらう。

(2) 施設管理者の避難対策

各海水浴場ごと避難計画の作成をおこない、迅速な避難が実施できるように準備する。

(3) 自らの命を守るための準備

危険を察知した場合及び警報等の放送があった場合は、速やかに海岸部から離れ、避難誘導の指示に従い安全な場所に避難する。また、努めてラジオ、携帯電話等複数の情報収集手段を携行する。

釣りを行う者には、救命胴衣の着用を推奨する。

(4) 避難場所の確保、看板・誘導標識の設置

避難方向についての看板を設置する等観光客の円滑な避難誘導に心がける。

(5) 津波啓発、避難訓練の実施

津波からの避難要領、市の避難場所等について、掲示し啓発を図る。

2 要配慮者の避難対策

(1) 市は、避難行動要支援者名簿に基づき、要支援者の状況を掌握するとともに、個別避難計画により避難支援要領を具体化し、防災訓練等により円滑な避難が実施できるように推進していく。

(2) 警報等の情報伝達については、聴覚に障がいを持った人、外国人等で日本語の理解力の低い人にも確実に伝わるように、自主防災組織内において伝達要領の検討を行う。

(3) 施設管理者ごと避難計画の作成をおこない、迅速な避難が実施できるように準備する。